

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 29 年 9 月 22 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ドラッグコスモス八幡中山店 長浜市八幡中山町字塚町 305 番 4 ほか
- 2 意見の概要 長浜市からの意見
 - (1) 新設店舗の出店により交通量の増加が見込まれることから、周辺の交通環境保持に留意されたい。
 - (2) 市道側に設置する進入路については、長浜市都市建設部道路河川課および滋賀県公安委員会と協議の上、幅員等適切に施工されたい。
 - (3) 店舗敷地に隣接する法定外公共物について、長浜市都市建設部道路河川課との事前協議のとおり処理できるよう適切に設置されたい。
 - (4) 店舗敷地内の雨水排水については、長浜市都市建設部道路河川課および土地改良区との事前協議のとおり処理できるよう適切に設置されたい。
 - (5) 建築物の建築に当たっては、長浜市景観まちづくり計画に定める景観形成基準に配慮するとともに、行為に着手する 30 日前までに景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づき届出すること。
 - (6) 一般公共の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル以上の駐車場の構造および設備は、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）および同法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）に基づく技術基準に適合させるとともに、必要に応じて滋賀県公安委員会と協議等を行うこと。また、駐車料金を徴収する場合は内容により駐車場法第 12 条による届出を行うこと。
 - (7) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の基準に適合するよう長浜市都市建設部開発建築指導課と協議すること。
 - (8) 店舗の敷地境界において、騒音の規制基準値を超過する地点があることから、近隣住居の生活環境の保持に努めること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町 632
 - (2) 縦覧期間 平成 29 年 9 月 22 日から平成 29 年 10 月 23 日まで